「料金設定の在り方に関する研究会」ご質問に対する回答

## < 質問 >

NTT 東西は、自社の加入電話は『直収』であるから、自社が料金設定すべきであり、また中継接続を導入すべきではないとの意見である。しかしながら、NTT 東西の加入電話は、マイラインが導入された後は、一般の直収と異なり、他の電気通信事業者にとっての共通のアクセス回線としていることから、明らかに一般の直収とは異なる位置付けにあると理解すべきではないか。

## < 弊社回答 >

その通りであると考えます。

弊社は、研究会ヒアリング(H15.1.30)で述べました通り、固定電話発携帯電話着の市場においてもさらなる競争が創出されるべきであると考えます。

したがいまして、固定電話発携帯電話着の料金について、NTT 東西殿加入電話発信の中継接続を可能とし、中継事業者も料金設定可能とすべきであると考えます。

そもそも、相互接続に係るサービスの提供における「料金設定権」や「接続形態」 については、事業者が創意工夫し、自らの経営判断で実施するものであり、接続す る他の事業者に著しい不都合が生じない限り、制限を加えるべきではないと考えま す。

すなわち、特定の事業者に認める一方で、その他の事業者に対して、「やってはいけない」と禁止するべきではなく、「原則自由競争」であり、競争に制限を加えるべきではないと考えます。

なお、NTT 東西殿の加入者回線は、第一種指定電気通信設備であり、ほぼ独占である現状から、仮に、料金設定権が直収回線を提供する事業者のみに認められた場合、固定電話発携帯電話着の料金が、NTT 東西殿の独占となることが予想されます。よって、競争をさらに促進させるという観点から、「他の直収回線と異なる位置付け」とすべきであると考えます。

加えて、中継接続を実現する際には、公正競争に関して留意すべき事項があると

## 考えます。

例えば、NTT 東西殿が先行して料金設定に係るサービスを開始することなく、中継事業者も同時にサービスを開始できるよう措置すること等、NTT 東西殿と中継事業者が同等のサービスが提供可能となることが必要であると考えます。

以 上